

## 遺言公正証書

### 注意

- ・（自筆証書遺言の場合）下記の内容を白紙または罫線のある紙に自筆で記載して、最後に署名の横に重ならないように押印してください。
- ・遺言書を封筒の中に封をして保管する場合は、封をした箇所に同じ印鑑で押印した上で、封筒の表に「遺言書」と記載してください。
- ・入力相違等により実際の財産内容と異なる案文となりましても、小職は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・遺言執行者は便宜的に小職の情報を記載しております。修正してご利用ください。

遺言者は次の通り遺言する。

### 第1条

遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。

なお、遺言執行者は必要と認めたときは第三者にその任務を行わせることができる。

住所:東京都大田区石川町2-16-8-302

行政書士 岡 高志

連絡先:03-6315-6209、080-5547-7669

### 第2条

遺言者は、前条の遺言執行者に、当該遺言執行者の職務を遂行するために次の権限を付与する。

- (1) 遺言者名義のすべての貸金庫契約、保護預り契約に関する開扉・解約・内容物の受取り
- (2) この遺言の内容に基づく財産の名義変更（不動産の登記手続きを含む）・換金処分（預貯金・有価証券等の売却・解約・外貨両替等による現金化）・換金処分した金銭の受領・分配

(3) 換金処分した金銭による費用等の支払い

(4) その他当該遺言執行者の職務を遂行するために必要な一切の権限

### 第3条

第1条の遺言執行者に対する報酬は、遺言執行時の遺言者の有する全財産の評価額合計の5%に消費税を付加した額とし、相続財産全体から負担するものとする。

なお、遺言の執行にかかるその他の費用は別途支払うものとする。